



## ◎nimoca(記名式)、スターnimocaの登録情報の変更

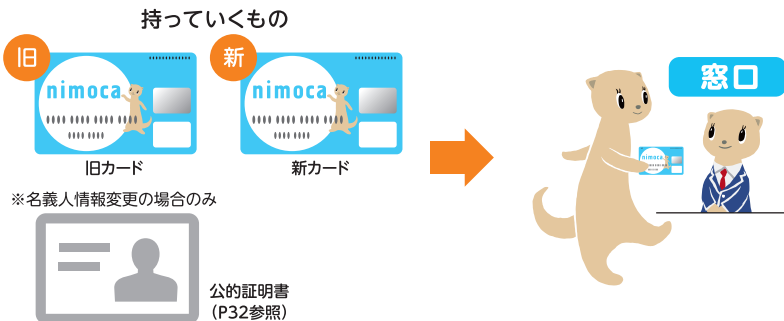
nimoca(記名式)、スターnimocaの購入時に登録した情報(氏名、住所、連絡先等)に変更や誤りがある場合は、窓口にご来店いただき、変更手続きをお願いします。クレジットnimocaの場合は、各提携会社への届出をお願いします。



## ◎クレジットnimocaの更新(発行替え)

クレジットカードの有効期限の更新や名義人情報の変更などによって、クレジット会社から新カードが発行された場合、これまでお使いの旧カードからnimoca情報(電子マネー残額・ポイント残高等)を新カードに移行することでnimocaとして引き続きお使いいただけます。新カードが届いたら、できるだけ早く旧カードとともにnimoca取扱窓口で更新手続き(発行替え)をお願いします。

		手続き前	手続き後
旧カード	クレジット機能	○	○(有効期限内)
	nimoca機能	○	×
新カード	クレジット機能	○	○
	nimoca機能	×	○

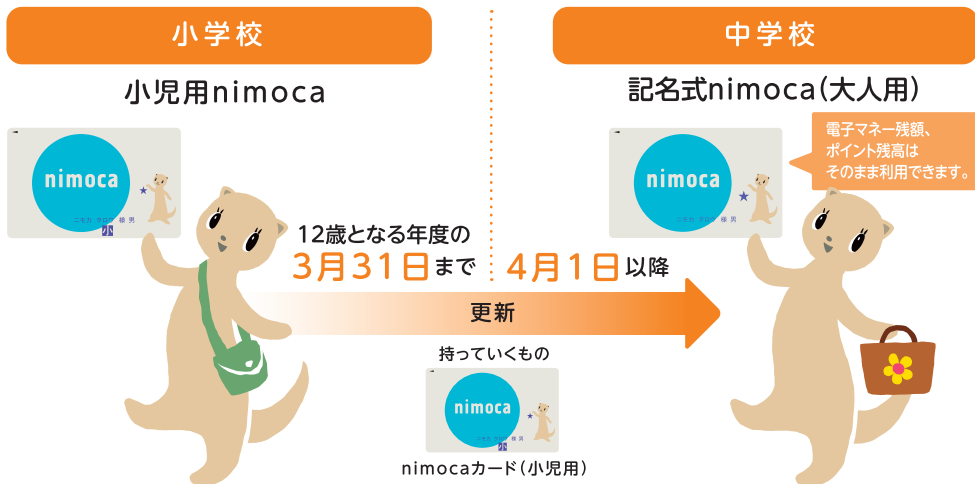


旧カードには決してハサミを入れないでください。旧カードにハサミを入れたり、旧カードがない場合には障害再発行の手續き(P26~27参照)となり、情報の即時移行ができません。



## ◎小児用カードの更新

小児用カードの有効期限は12歳となる年度の3月31日までです。4月1日以降に窓口にご来店いただき更新手続きを行うことで、大人用として継続利用が可能です。更新手続きを行わなければ、有効期限以降カードはご使用になれません。



## ◎障がい者用カードの更新

障がい者用カードの更新は、初回購入時は次々回の誕生日、以降は毎年の誕生日が有効期限です。更新は期限の3カ月前※1・※2から可能で、有効期限を過ぎたカードはご使用になれませんのでご注意ください。また、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの場合は、手帳の有効期限以降、カードはご使用になれません。

※1. カードに定期券を搭載する場合、定期券期間によってはそれ以前に更新手続きを行います。

※2. 大分地区では、1ヶ月前からの更新となります。



誕生日10月17日の方が、  
4月1日に障がい者用カードを持たれた時

